

# 惠慶集と古今和歌六帖

——古今和歌六帖の編纂年代に関する私見——

熊 本 守 雄

一  
惠慶集に収録されている歌、もしくは、惠慶法師の詠じた歌であつて、『古今和歌六帖』に採取され収録されている歌は、次に掲げる一首しかない。

あまの原空さへさえやわたるらむこほりと見ゆる冬のよの月

この歌は、第一帖・天の「冬の月」の第五歌に収録されているものであるが、作者名は明記されていない。

※ ※ ※

だが、校国歌大系に於いては、この歌に「拾冬 後六 貫之集」(傍点筆者、以下同じ)と出典・校註書目名を傍書している。又、石塚龍麿稿・田林謙信氏編の『校註古今和歌六帖』に於いても、この歌の左に、

拾遺月冬を見てよめる 惠慶法師

貫之集第三句「まさるらん」

と校証してある。更には、山本明清の『古今和歌六帖校註』も、この歌の右に「拾冬 惠慶法師」と、左には「後六 貫之集」と注を

施し、しかも、第三句「わたるらん」の右傍に「まさ 貫」と校証している。

こうした注記によると、「あまの原」の歌は、貫之集に所載してあるかのように思われるが、現存する如何なる貫之集にも、この歌は収録されていない。

貫之集には、自撰本と他撰本とがあり、自撰本は貫之在世の時に存在していたことが、惠慶集・元輔集・安法法師集の詞書きや、下つては実隆公記などによって知られている。

◎ 惠慶集(宮内庁書陵部蔵・図書寮150・558本)

故貫之がよみあつめたる哥を一巻かりてかへすとて

149 ひとまきにちゞのこがねをこめたれば 人こそなけれとゑはのこ、  
れり

内藏助時文が返し

150 いにしへのちゞのこがねはかぎりあるを あふばかりなききみが  
たまづさ

周防守元輔

151 かへしけむむかしの人のたまづさに きゝてそゞぐおいのなみだ  
を

館宣朝臣

152 水々ぎのあとにこのれるたまづさに いともさむきあきのそら

哉

◎ 元輔集 (宮内庁書陵部蔵・図書寮 510・12本)

貫之がしふを、人のかりてかへし侍けるをりに、ときうに説  
てつかはし、

95 かへしけんむかしの人の玉づさを きよてぞそよぐ老のなみだ

は

◎ 安法法師集 (上賀茂神社・三手文庫蔵本)

つらゆきがよみあつめたるうたのしふを、ゑ京かりてかへす  
とてうたよめるに、みな人よみし

23 きのいへのくせにのこれることの葉は かきこそたむれちりのう  
へまで

これは本あることなり

◎ 夷隆公記 (續群書類従完成会本)

▲延徳二年閏八月小九日の条▼

九日 未天晴、宗祇法師来、貫之、自撰集、以下手本等令見之、玄清、  
宗作、宗恕等

同道来見之、各感歎、師富朝臣来、權跡數通令見之、反晚梳姿

▲延徳二年八月閏小十五日の条▼

十五日 丑天霽、竹園古筆横一合返上之、目錄注左、随分至寶也、

一 裏延喜堀川假名、後白河假名、宸筆

一 裏天曆二卷、伏見院令寫給、三條院、後三条院一卷、

一 裏野跡十卷、此内寫本 古文字一卷、同影一幅、

一 裏權跡十卷、此内雜抄二帖、

一 裏權跡寫本十四卷、

一 裏佐跡四卷、此内寫本一卷、

貫之集三卷、自筆、

右の惠慶集・元輔集・安法法師集・夷隆公記などの記事によつて、自撰本の貫之集の存在していたことが確認されている。

だが、自撰集にあたるものが、一種類であったのか、数種類あったのか、またそれが果して現在伝存しているのかどうかということ  
は、はっきりはわからない。

ただ、(行成筆と言われている貫之集十一葉(二十四首)が、他撰本系貫之集(注1)にくらべて、本文の順序・詞書きが甚だしく相違しているところから、同一系統中の一異本とは見られず、しかも、そのわずか二十四首中に、他撰本貫之集に見られない歌が十二首(注2)もあり、それがいずれも貫之の歌であることが明らかであるから、藤谷朴氏などは、貫之在世中の編纂になる集ではなからうかと、自撰集に擬しておられる。(注3)

そうした古筆切の一群の中にも、先ほどの「あまの原」の歌は見  
い出せない。

一方、他撰本貫之集は、貫之没後に第三者の手によって編纂されて成立した家集で、これには歌仙家集本と西本願寺本との両系統がある。

前者は八八九首で、後者は七二七首(注4)である。後者は前者に比べて、一八四首を脱してはいるが、又、前者にはない特有歌二十二首を持っている。そして、他撰本中には、貫之以外の人の歌を四十首ばかり含んでいる。

そうした歌仙家集本や西本願寺にも「あまの原」歌は含まれていない。

とにかく、現在目にするのできる如何なる貫之集にも、「あまの原」の歌は含まれてはいないのである。

それでは、何故、先程の三書（『校註国歌大系』、『校註古今和歌六帖』、『古今和歌六帖標註』）は、「あまの原」の歌が貫之集にあるかのような注記をしたのであろうか。殊に、後者などによると、貫之集では第三句が「まさるらん」となつて取められているかのごとき記述がなされているのである。

「あまの原」の歌が貫之集にあるとしたのは、つまり、作者を貫之に擬したのは、おそらく、古今和歌六帖に於いて、この「あまの原」の歌の前後に紀貫之の歌が収載されてあることに原因するものと考えられる。

即ち、この「あまの原」の歌の前には、「冬の月」の項目をもつて四首の歌が収載されており、第一首の歌には「貫之」と、二番目の歌に「同じ人」という作者名がある。又、「あまの原」の歌のすぐ後には、「雑の月」の項目を掲げ、六首の歌を載せている。その後には、「以上五首貫之」という注記がみえている。こうした「あまの原」の歌の前後にある「貫之」という注記が禍をなしたとしか考えられない。

石塚龍麿・山本明清が、誤つて、「あまの原」の歌は貫之集にありと標したものを、不幸にも、国歌大系の校注者も、検討を加えることなくそのまま踏襲したために、同じ轍を踏むことになつたものと思われる。なにはともあれ、「あまの原」の歌が紀貫之の作といふことはあるまいと考えられる。

※ ※ ※

又『今昔物語集』（巻第二十四・於河原院歌設共来リテ讚和歌語

第四十六）に於いては、「あまの原」の歌の作者を安法法師としており、河原院で詠んだものとしている。即ち、今昔物語では、宇多院もなくなられてからというもの、河原院には住む人もなく荒れ果てていたのを、土佐の国より上つてきた紀貫之がみて、「キミマサデ煙タエニシ塩ガマノウラサビシクモミエワタルカナ」と歌を詠じ、往時をしのんだという話につづけて、「其後、此ノ院ヲ寺ニ成シテケリ。然テ安法ノ君ト云僧ゾ住ケル。其ノ僧、冬ノ夜、月ノ極ク明カリケルニ、此ナム讚ケル」といつて、「アマノハラソコサヘサエヤワタルラム コホリトミユルフユノヨソツキ」の歌を収載している。

今昔物語に於いては、「あまの原」の歌の作者を安法法師とし、その歌は第二句を「ソコサヘサエヤ」としている。梅沢本・古本説話集にも、ほぼこれと同じ話が見えているが、それによると、「あまのはらそらさへさえやわたるらんこほりとみゆるふゆのよの月」となつており、古今和歌六帖の詞句と全く同じである。

今昔物語では、河原院の住持であつた安法法師を「あまの原」の歌の作者としているが、よもや「あまの原」の歌が彼の詠作になることはあるまいと思われる。ここで注目すべき点といへば、河原院で僧が「冬ノ夜、月ノ極ク明カリケルニ」詠んだということである。今昔物語が「あまの原」の歌の作者として、安法法師を登場させたのは、「西ノ葦ノ西面ニ、昔ノ松ノ大ナル有ケリ。其ノ間ニ歌讚共、安法ノ君ノ房ニ来テ、歌ヲ讚ケリ。」として、河原院の古松や岩井を詠んだ「古曾部ノ入道能因」「善時（大江嘉言）」「源道濟」の詠歌を挙げ、それで以つて一話を構成する必要があつたからである。安法法師が河原院の住持であつたために、彼は無理に登

場させられ、「アマノハラ」の歌の作者にされてしまったものと考  
えられる。

注1 他撰本系貫之集には西本願寺本と歌仙家集本とがある。

2 十二首の内、五首は古今集に、他の七首は後撰集に、貫之の  
歌として出ている。

3 日本古典全書『土左日記——紀貫之全集——』

4 類従本には四首の脱落がある。

## 二

「あまの原」の歌の作者は、拾遺抄及び拾遺和歌集によると、恵  
慶法師である。

▲ 拾遺抄 卷第四 冬部 ▼

冬月を見侍て、よみ侍ける 恵慶法師

165 天の原そらさへさえや渡るらん こほりとみゆる冬のよの月

▲ 拾遺和歌集 卷第四 冬 ▼

月をみてよめる 恵慶法師

242 天の原空さへ冴えや渡るらむ こほりとみゆる冬の夜の月

先の古今和歌六帖に於ける歌の詞句と、右の拾遺抄及び拾遺和歌  
集のそれとは、全く同じではあるが、相互の間には歌の採取に関し  
ては直接的な関係はないものと思われる。両者の間に関係があると  
しても、間接的なものであろう。

拾遺抄は、和歌文学大辞典によると、『如意宝集』十一巻から古  
今和歌集所載の歌などを除き、又、新しい歌を加えて『拾遺抄』と  
したものと推定せられ、内部徴証によれば、長徳二年（九九六年）  
十二月ないし長保元年（九九九年）十二月の間の成立で、おそらく

長徳三年七月以前の成立であろうと考えられているものである。藤  
原公任の撰と考えられている。そして、拾遺抄に歌を増加して拾遺  
和歌集が成ったものと考えられている。

他方、古今和歌六帖に関しては、編者・成立年代ともはまだ未定  
というべき研究段階にあると思われるが、古今和歌六帖の中で新し  
い作と思われる歌を検討することによって、編纂年代を少しでも限  
定しようとする作業は、大城富士男氏や後藤利雄氏などによって既  
になされている。

即ち、古今和歌六帖の編纂時期を少しでも限定しようとして、古  
今和歌六帖の中で最も新しいと思われる歌を拾い出そうとする試み  
がなされてきているのである。大城富士男氏は「古今和歌六帖に就  
いて」（『国語國文の研究』）に於いて、第五帖「あふぎ」の中  
にある

銀河あふぎの風に髣はれて笠すみ渡る鶴の橋

の歌を挙げて、この歌が元輔集にもあり、それには、

天祿四年七月七日一品宮の扇合にあやの文におらせたりし歌  
という詞書きがあり、拾遺和歌集にも、この年月日の記載があるこ  
とを指摘された。これによって、古今和歌六帖の成立が、少なくとも、  
円融院扇合の行なわれた天祿四年（九七三年）以後のことであ  
ることが判明したのであった。

更に、後藤利雄氏は「古今和歌六帖の編者と成立年代に就いて」  
（『国語と国文学』）に於いて、第五帖「こと」の第十二歌として  
採られている、斎宮女御の

琴の音に峯の松風かよふらしいづれのをよりしらべそめけん

の歌を挙げ、これが野宮に斎宮（狛子内親王）の庚申をされた時

「松風入ニ夜琴」の題で詠まれたものであること、及び、そのことを拾遺和歌集の詞書きや家集（注5）の詞書きによって知り得ることを指摘され、この歌の詠まれたのが、貞元元年（九七六年）十月廿七日の庚申の夜であることも、明らかにされた。

これによって、古今和歌六帖は、少なくとも、貞元元年以後に成立したものであることがわかったのである。

加えて、後藤利雄氏は、古今和歌六帖の編者として兼明親王を考えておられ、古今和歌六帖の成立年代は、貞元元年十月廿七日より永延元年（九八七年）九月廿六日の間であると考えておられる。（注6）又、平井卓郎氏や田林義信氏になると、古今和歌六帖の編者を源順と考え、その成立を貞元元年ないしは永観元年（九八三年）としておられる。（注7）

そうした諸氏による考察の結果によるならば、「あまの原空さへさえやわたらむこほりと見ゆる冬のよの月」の歌に関する限り、拾遺抄と古今和歌六帖の間には、直接的な採歌関係のないことはうかがえる。

即ち、従来の諸氏の見解によるならば、古今和歌六帖の成立は拾遺抄の成立以前であるから、古今和歌六帖の編者が拾遺抄から「あまの原」の歌を抄出することはありえない。と同時に、先の拾遺抄と古今和歌六帖とに於ける詞書きの相異や作者名の有無などの、相異している箇所について考えていけば、拾遺抄が古今和歌六帖に拠ったとも考えられないからである。（注8）

しかも、拾遺抄と密接な関係のある如意宝集にも、この「あまの原」の歌が惠隠法師の作として採録されていることを考えると、拾遺抄（および拾遺和歌集）と古今和歌六帖との間に直接的な採歌関

係のないことは知れる。つまり、公任の撰によって、最初に如意宝集が成り、ついで勅撰集所載の歌を除き新しい歌を追補して拾遺抄が成ったと推定せられており、そうした如意宝集に、既に、問題の歌は、次に掲げるように、収載されているのである。

#### 如意宝集 巻第四

つきをみはへりて 惠隠法師

あまのはらそらさへさえやわたらむ

こほりとみゆるふゆのよのつき

だから、古今和歌六帖と直接的な関係があるとしても、それは、拾遺抄や拾遺和歌集とではなくして、如意宝集とでなくてはならない。

とはいっても、従来の諸氏によるならば、この歌の採取に關して、如意宝集と古今和歌六帖との間にも、直接的な関係があるとは考えられないようである。

それは、第一に、古今和歌六帖の成立年時の下限を永観元年もしくは永延元年とする従来の諸氏の見解に従うならば、如意宝集の成立が古今和歌六帖の成立以前とはまず考えられない。（注9）したがって、古今和歌六帖の編者が如意宝集から直接に「あまの原」の歌を採取したとは考えられないからである。

第二に、如意宝集では、拾遺抄や拾遺和歌集と同様に、作者は惠隠法師とはっきりしているが、古今和歌六帖では作者名が記されていない。（注10）したがって、如意宝集の編者が古今和歌六帖から直接に採取したということも、考えられないからである。

しかし、それは、どこまでも、古今和歌六帖の成立年時の下限を源順や兼明親王の没年におき、如意宝集の成立が古今和歌六帖の成

立以後のことだと考えた場合のことである。古今和歌六帖の編者が源順や兼明親王ではないとなつて、成立年時が従来考えていた時点よりもかなり下り、如意宝集の成立以後ということにでもなれば、今まで考えてきた方向とは逆に、古今和歌六帖が如意宝集から「あまの原」の歌を採録したという可能性もあり得て、もう一度考えなおさなくてはならなくなるのである。

だが、ここでは、一応、従来の見解の上に立って、古今和歌六帖と如意宝集との間には採歌関係はないものとして、この問題はひとまず保留しておくことにする。

注5 歌仙家集本の斎宮女御集にはこの歌がないが、西本願寺本にはみえている。

6 古今和歌六帖の編者を兼明親王とする後藤利雄氏は、兼明親王の没年である永延元年を成立年代の下限とする。

7 成立年代の下限を、源順の没した永観元年におく。

8 古今和歌六帖には、作者名が記されていない。

9 如意宝集の成立は、久曾神昇氏の『西本願寺本三十六人集精成』（風聞書房）に於ける御考察によるならば、長徳二年（九六六年）四月ないし同年十二月の間である。

10 この歌の作者名は、古今和歌六帖からは、わからない。

### 三

ここまで述べてきて当然考えられるのが、古今和歌六帖と如意宝集との両書が拠つた、資料の検討ということであろう。この小稿で主眼として限定していえば、古今和歌六帖の拠つた資料について見ていかななくてはならない。

11 「あまの原」の歌は、惠慶集によれば、某年十二月或所歌合（注）の時の歌である。その時の歌は、次の如くである。

△ 惠慶集 図書寮 150・585 本 △  
十二月ある所に哥合せさせたまふ  
松の雪

105 むらたつのやとれるえたとみるまでに まつのしつえをうつむ白雪

106 白雪のふるとしなからにはのむめ まつこちかせにゝひやはせぬ 庭梅

107 なみよするあしのうらへもとせぬは いけのこほりやとちはてぬらん いけのこほり

108 あまのかはそらさへさえやわたらん 冬のよの月の月、こほりとみゆるふゆのよ

△ 惠慶集 図書寮 501・401 本 △  
十二月ある所の哥合せせ給しに  
松 にはのむめ 冬月 池のこほり

100 むらたつのやとれるやたと見るまでに まつのみとりもうつむしらゆき

101 白雪のふるとしなから庭の梅は 花とかこちてにほひやはせぬ 池の水

102 浪よするあしのうらはもをとせぬは 池の水やとちはてぬらむ 冬のよの月

103 あまの、はら、そら、さへ、さ、え、や、ま、さ、る、ら、む。こ、ほ、り、と、見、ゆ、る、冬、の、よ、の、月  
古今和歌六帖に於ける歌の詞句と、惠慶集に於けるそれとは異な  
っているが、同歌と見なすことができる。

そして、ここで「あまの原」の歌の詠まれた、某年十二月或所歌  
合の催された年時が明らかになれば、この歌によって、かなり端的  
に、古今和歌六帖の成立年時をいうことができる事態が生ずるかも  
しれない。

だが、残念なことに、この歌合の成立年時は、惠慶集によっても、  
明らかにすることはできない。(注12)したがって、今のところは、  
この歌合によって古今和歌六帖の成立時期を云々することは無理か  
とも考えられる。

ところで、古今和歌六帖の編者は「あまの原」の歌を如何なる資  
料から収録したのであろうか。

惠慶集によると、「あまの原」の歌は歌合の際のものであるから、  
古今和歌六帖の編者が、それから直接に採録するという場合がまず  
考えられそうである。

某年十二月或所歌合の歌など書き留めた記録の類から、古今和  
歌六帖の編者は、この歌を採取したというケースも考えられないこ  
とではない。だが、この歌合の性格からして、まずそういうことは  
あるまいと思われる。

惠慶集の方の詞書きに「歌合せさせ給ふ(歌合せさせ給しに)」  
と、敬語を用いているところに、成立事情と雰囲気とを推測するこ  
とができる。そして、内容的には「松の雪」「庭の梅」「池の水」  
「冬よの月」という四番四題で、しかも悉く冬の季題に限られて  
いるところを考えると、極めて小規模で、かつ私的な歌合であった  
と思われる。世に広く知られるということのなかつた歌合であつた

ように考えられる。即ち、この歌合の歌は類聚歌合などにも採録さ  
れておらず、惠慶集によつてのみ存在の知られる歌合なのである。  
したがって、古今和歌六帖の編者が、その歌合の記録類から直接  
に、先の「あまの原」の歌を採取したとは思われない。

古今和歌六帖の編者は、「あまの原」の歌を、惠慶集を通して採  
取したのではなからうかと考えられる。その際、拠つたのは、図書  
寮501・401本によつて代表される定家本系統の伝本からではな  
く、図書寮150・558本によつて代表される古本系統本の本文に拠つ  
たであらうと考えられる。(注13)

第三句についてみると、古今和歌六帖・如意宝集・拾遺抄・拾遺  
和歌集・古本系統の惠慶集などが全て「わたらん」としているの  
に対して、定家本系統の惠慶集だけは「まさるらむ」としている。  
古今和歌六帖と定家本系統の惠慶集との間には大きな隔りがある  
といえる。

他方、古今和歌六帖と古本系統の惠慶集とは、第三句については  
全く同じで問題は無いが、第一句について見ると、前者が「あまの  
原」となっているのに対して、後者は「あまのかは」となっており  
やはり相異するところがある。

だが、これは、おそらく、古本系統の惠慶集に於いて、転写の際  
に交つたものであろう。

そのことを、次のことから推察することはできないであらうか。  
即ち、能因法師の撰した文々集にも、「あまの原」の歌が収載され  
ており、それは惠慶集を通して採取されたのではないかと思えるの  
だが、それによると、古今和歌六帖の本文と全く同じなのである。

更に、如意宝集・拾遺抄・拾遺和歌集に於ける歌の語句も、古今

和歌六帖の語句と全く同じであったが、その如意宝集（注14）も古本系統の惠慶集から、「あまの原」の歌を採取したのではなからうかと思われるのである。（注15）

これらから考えて、古本系統の惠慶集に於いても、最初は「あまのはら」の本文ではなかったかと考えられる。

それが転写されていく途中で、「あまのかは」というように変わってしまったのではあるまいか。

もし、そうであれば、古今和歌六帖が古本系統の惠慶集から直接に「あまの原」の歌を採取したということも充分に考え得ることになる。そして、古今和歌六帖の「あまの原」の歌が、古本系統の惠慶集から採取されたものであるということになれば、惠慶集の成立時期や古今和歌六帖の成立時期を考えていくに際して、大きな示唆を与えてくれることになる。

注11 今昔物語の記事を信じれば、河原院歌合ということになる。

12 今昔物語がいうように、「あまの原」の歌が河原院で詠まれたものであって、仮りに、能因法師や大江嘉言・源道済などがこの歌合に出席していたものとなれば、相当にこの歌合の年時は下ることになるが、まずそうしたことはあるまいと思われる。

13 惠慶集には、定家本系統の伝本と、古本系統の伝本との二類がある。定家本系統の惠慶集は、中世以降ひろく流布し、現在でも最も流布している伝本であるが、惠慶法師以外の後世の人の手がいって、かなり改変されているように感じられる。詳しくは、「圖書寮本惠慶集（501・401）」について——定家自筆本の原型——（『國文學叢』第三十二号）を参照されたい。他方、古本系統の惠慶集は、一見拙い感じのする散文的な本文

であるが、惠慶集原本の本文をかなり正確に伝えているようである。比較的古い時代の撰集に収録されている惠慶法師の歌の本文は、定家本系統の文よりも、古本系統の本文の方により近似している。詳しくは、「古本系統の惠慶集について——関西大学蔵（岩崎美隆文庫）本と書陵部蔵（圖書寮 150・558）本——」（『國語国文』昭和四十一年八月号）を参照されたい。

14 拾遺抄は如意宝集に、拾遺和歌集は直接的には拾遺抄に、それぞれ抛ったと考えられる。つまり、如意宝集——拾遺抄——拾遺和歌という経路をたどったと考えられる。

15 如意宝集は現在断簡でしか伝えられておらず、五十四首の歌を知るのみであるが、その中に惠慶法師の歌を二首見出すことができる。二首とも古本系統の惠慶集から採録したものと考えられる。即ち、「あまの原」の歌の他に、如意宝集は「かはやなぎいとみどりにあるものをいづれかあけのころもなるらむ」の歌を収録している。これは古本系統の惠慶集の本文と全く同じであるが、定家本系統の惠慶集では初句が「あをやぎの」となっている。古本系統の本文と定家本系統の本文との間には、かなりの差異があり、如意宝集の本文は古本系統の本文と一致する。詳しくは、注13であげた「古本系統の惠慶集について——関西大学蔵（岩崎美隆文庫）本と書陵部蔵（圖書寮 150・558）本——」を参照していただきたい。

#### 四

惠慶集の成立は、上巻・下巻ともに、正暦元年（九九〇年）以後のことである。（注16）



拾遺抄及び拾遺和歌集には、惠應法師が二条右大臣藤原道兼の粟田山庄の障子絵を詠じた歌が、収載されている。

そして、惠應集には、その歌を含めて、一連六首の粟田山庄障子絵を詠じた歌が収録されている。

『染花物語』(巻第三、さまざま)によるならば、藤原道兼は、兄道隆の大臣君(定子)の入内をうらやみ、粟田に別荘を造営し、「御障子の絵には、名ある所々をかゝせ給ひて、さべき人々に寄よませ給」うたといっている。

定子の入内は正暦元年正月廿五日のことであるから、惠應法師が粟田山庄の障子絵を歌に詠じたのは、正暦元年以後のこと、道兼の粟田山庄が完成した時以後のことではなくてはならない。

そうした藤原道兼の粟田山庄障子絵を詠じた歌が、惠應集に収載されてることから考えて、惠應集の成立は、正暦元年以後のこととわかるのである。

そこで、古今和歌六帖に収載されている「あまの原」の歌が、先程考察したように、惠應集を通して採取されたものであるということになり、しかも、古今和歌六帖の原撰本に、既に、この歌が含まれていたということになるならば、古今和歌六帖の成立時期については、まだ検討の余地があることになる。

更に、古今和歌六帖の成立時期が正暦元年(惠應集成立の上限)以後ということになれば、その編者は兼明親王や源順ではありえない。

又、古今和歌六帖の成立年時が、惠應集の成立の下限を示すということも有り得ることになる。(注17)

注16 詳しくは、別稿「粟田山庄障子絵と和歌と漢詩——惠應集と

江更部集——」に述べる予定。

17 今のところは、惠應集の成立の下限は、如意宝集の成立時であるところの、長徳二年を考えている。

〔後記〕

以上の推論は、古今和歌六帖にみられる「あまの原」の歌が、惠應集を通して採取されたものであり、かつ、又、それが古今和歌六帖の編者によって採取されたものらしい、という二つの前提の上になつてのことである。

「あまの原」の歌が詠作された某年十二月或所歌合は、極めて小規模で、かつ、私的な歌合であつたと思われるので、古今和歌六帖の編者が歌合の証本から直接に「あまの原」の歌を採取する可能性は小さいと考えられるが、それでも皆無ではない。即ち、先の歌を、惠應集からではなくて、歌合の証本から採取したのだということも考えられないことではないし、更には、「あまの原」の歌が後世の者によって古今和歌六帖に補入された歌である場合も、一応は、考えてみなくてはなるまい。

更に考えられることは、古今和歌六帖の編者が「あまの原」の歌を採取したのが、惠應集からでもなく、又、歌合の証本からでもなく、他の撰集類から採取したという場合である。即ち、古今和歌六帖が、「あまの原」の歌が詠作された際の歌合の歌は勿論のこと、惠應集に収載されている歌の中からも、この「あまの原」の歌一首しか採録していないという事実を考えると、あるいは、如意宝集のような撰集が、「あまの原」の歌と古今和歌六帖との間に、介在しているかもしれない。

仮に、以上述べたような場合であるならば、古今和歌六帖と惠應集との間には、直接的な採録関係はないということになる。

山口女子短期大学助手